

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2013年10月の相談状況

「雇保・社保の相談の8割は違反！ 就業規則なし、有給休暇なしも多発！

これでも労働法制の規制緩和をするのか！」

1. 労働相談の概況について

(1) 相談件数について

参照資料-1 「2013年1～10月 月別労働相談処理状況」

参照資料-2 「2013年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

「2013年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数は56人、相談件数は104件となりました。対昨年同月比では-13人・-21件となりました。一人当たりの相談件数では1.86件となり対昨年同月比+0.05ポイントとなりました。対前月比では相談者数が同数、相談件数は+9件となり一人当たりの件数も+0.16ポイントとなりました。1人あたり件数では今年最高値となりました。

【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】

項目 \ 年	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2013年10月	56人	104件	1.86件
2013年 9月	56人	95件	1.70件
2012年10月	69人	125件	1.81件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

参照資料-2 「2013年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

「2013年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

参照資料-3 「2013年10月 相談件数 (雇用形態別・相談項目別)」

相談者数56人の内訳は、社員31、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)23人、不明2人となっており、男女比では男性36人・女性20人となっています。

相談件数の内訳では、社員55件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)46件、不明3件となっています。男女比では男性69件、女性35件となっています。

【雇用形態別 相談者数 (人)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	23	6	2	3	0	1	0	1	36
女	8	1	8	2	0	0	0	1	20
計	31	7	10	5	0	1	0	2	56

【雇用形態別 相談件数（各上段）と一人当たり相談件数（各下段）】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	42	11	4	8	0	2	0	2	69
	1.83	1.83	2.00	2.67	0	2.00	0	2.00	1.92
女	13	1	14	6	0	0	0	1	35
	1.63	1.00	1.75	3.00	0	0	0	1.00	1.75
計	55	12	18	14	0	2	0	3	104
	1.77	1.71	1.80	2.80	0	2.00	0	1.50	1.86

一人当たりの件数では、社員1.77件、期限付雇用契約者（契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣）2.00件となっています。男女比では男性1.92件、女性1.75件となっています。

相談者数・相談件数ともに男性が女性を大きく上回りました。雇用形態別では男性・正社員からの相談がとびぬけて多く、その他の雇用形態別検証でも男性の相談件数・一人当たり相談件数の値が高くなっています。

- (3) 業種別相談状況について 参照資料－4 「2013年 業種別 相談者数 月別集計」
「2013年 業種別 相談件数 月別集計」
参照資料－5 「2013年10月 相談件数（業種別、相談項目別）」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「卸・小売業・飲食店」	18人（相談件数33件	1.83件／一人
「ビル管理業」	7人（同17件	2.43件／一人
「製造業」	7人（同11件	1.57件／一人
「その他サービス業」	5人（同10件	2.00件／一人
「医療・福祉・医薬品業」	4人（同8件	2.00件／一人
「通信・報道・IT業」	2人（同5件	2.50件／一人
「教育・学校」	2人（同4件	2.00件／一人
「陸運・倉庫業」	2人（同4件	2.00件／一人
「会計行政法律事務所」	2人（同3件	1.50件／一人
「分類不能」	2人（同2件	1.00件／一人
「食品加工業」	1人（同2件	2.00件／一人
「建設・設計・重機業」	1人（同2件	2.00件／一人
「金融保険・不動産業」	1人（同1件	1.00件／一人
「公務・公共サービス」	1人（同1件	1.00件／一人
「農林漁業・協同組合」	1人（同1件	1.00件／一人
「労働者派遣業」	0人（同0件	0.00件／一人
「商品斡旋・リース業」	0人（同0件	0.00件／一人
「交通業」	0人（同0件	0.00件／一人
「鉱業」	0人（同0件	0.00件／一人
「エネルギー・水道業」	0人（同0件	0.00件／一人

相談者数及び相談件数共に、「卸・小売業・飲食店」が突出し、「ビル管理業」、「製造業」、「その他サービス業」及び「医療・福祉・医薬品業」が高い数値で続いています。

相談者数と1人あたり相談件数・内容から見た場合、「ビル管理業」が高い数値となっています。公契約条例議論の影響があります。

- (4) 相談内容について 参照資料-3 「2013年10月 相談件数(雇用形態別・相談項目別)
 参照資料-6 「2013年 主相談項目別 相談者数 月別集計」
 参照資料-7 「2013年 相談項目別 相談件数 月別集計」

相談者数及び相談件数共に、「賃金関係」が突出し、「その他(経営問題・労務管理)」、「労働時間関係」、「労働契約関係」及び「差別等」が高い数値を示しています。「賃金関係」では賃金未払い・不払い残業・賃下げ、「その他(経営問題・労務管理)」では部下への指導に関する内容や経営者間の争いに類するものが含まれています。「労働時間関係」では年次有給休暇に関する内容が圧倒的に多く、一方的な時間短縮やその逆の長時間労働の強要の相談も寄せられています。

「労働契約関係」では就業規則・雇用契約に関する内容が多く寄せられ、労働者が就業規則の存在を知らない、契約内容の詳細を知らない、という内容が目立ちました。

「差別等」の相談内容はセクハラ・嫌がらせ・パワハラとなっており、全てが女性からの相談となっています。

① 相談内容の相談者数と相談件数の分布は以下の通りです。

賃金関係	20人	29件	(賃金未払い・不払残業・賃下げ・最賃・一時金)
その他	9人	16件	(経営問題・労務管理)
労働時間関係	6人	15件	(年次有給休暇・労働時間延長・短縮・週40時間)
労働契約関係	5人	16件	(就業規則関係)
差別等	4人	4件	(嫌がらせ・パワハラ)
雇用関係	3人	8件	(解雇・退職強・合理化閉鎖)
労働組合関係	3人	3件	(結成・上部加盟・不当労)
保険・税関係	2人	9件	(雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金)
安全衛生	2人	2件	(労働災害 PTSD)
退職関係	2人	2件	(退職金)
合 計	56人	104件	

② 相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

雇用形態 相談内容 別相談件数	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
労働組合関係	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
労働契約関係	4	2	3	0	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10	6
賃金関係	12	3	3	1	1	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	17	12
労働時間関係	8	1	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4
雇用関係	4	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	5	3
退職関係	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
保険・税関係	2	0	1	0	0	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	8	1
安全衛生	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
差別等	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
その他(経営問題・労務管理)	8	2	1	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5
合 計	42	13	11	1	4	14	8	6	0	0	2	0	0	0	2	1	69	35
	55		12		18		14		0		2		0		3		104	

(5) 違法件数について 参照資料― 8 2013年 相談項目別 違法件数 月別集計
参照資料― 9 2013年 相談項目別 違法率 月別集計

56人から寄せられた104件の相談中、違法と判断される項目は58件で、違法率は55.8%となっています。違法とされる58件の内訳は次の通りです。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
保険・税関係	8件	88.9%	9件
雇用関係	6件	75.0%	8件
労働時間関係	10件	66.7%	15件
賃金関係	18件	62.1%	29件
退職関係	1件	50.0%	2件
安全衛生	1件	50.0%	2件
労働契約関係	6件	37.5%	16件
その他(経営問題・労務管理)	6件	37.5%	16件
労働組合関係	1件	33.3%	3件
差別等	1件	25.0%	4件
総数	58件	55.8%	104件

相談件数の半数以上が違法となっています。雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金に関する相談は殆どが違法状態の原状回復に関する内容です。雇用関係のうち退職・契約打ち切りに関する相談は全て違法内容であり、会社整理に関する相談も手続等の面で違法のものが殆どです。賃金関係・労働時間関係・安全衛生関係の違法率も高い数値となっています。

2. 10月の雇用情勢について

正社員男性からの相談が約半数を占め、期限付雇用契約労働者からの相談でもパートタイマーを除く雇用形態の全てで男性の相談件数が女性を大きく上回っています。雇用形態の非正規化が進み、あらゆる職業形態に非正規雇用労働者が増えていることの表れです。

業種別では「卸・小売業・飲食店」から最も多くの相談が寄せられています。「ビル管理」からは10月の札幌市公契約条例議論の影響もあり労働条件に関心をもつ労働者が増え、就業規則や賃金に関する相談が寄せられ、2番目の件数となっています。

相談内容では、「賃金関係」が突出していますが、「労働時間関係」の有給休暇に関する相談の多さと「労働契約関係」の就業規則不知に関する相談は事業者及び労働者に働くための基本的知識・モラルが欠如していることの表れと言えます。これらに関する労働者からの問い合わせに対して、管理者又は事業者は必ず「社内にはない」という類の返答で押し切るか、喝をかけています。経済発展と人間的な生活確保の大きな障壁であることは間違いありません。

相談件数の半数以上は違法であり、セイフティーネットに関する分野の8割以上が違反であるという状態です。基本的知識・モラル欠如の域を越し、特別警戒体制を以て対処すべき事態といえます。この分野の相談を寄せた全ての労働者が原状回復を求めるのは当然であり、当該事業所及び管理監督行政に相談し全く対処されないという事態も憂慮すべき危機的状態といえます。

賃金関係・労働時間関係・安全衛生関係の違法率も高い数値となっています。働くために最低限整備しなくてはならない項目の6割以上が法違反という状態は早急に何らかの対処が必要であり、違反を繰り返さない施策、今の違反により受けた被害の原状回復措置の両方に着手する必要があります。

これらを勘案すれば労働法制の規制緩和などもってのほかと言わざるをえません。

以上